

平成 28 年 10 月 14 日

介護サービス事業所の行政処分等について

昨日、市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項、第 115 条の 9 第 1 項及び第 115 条の 45 の 9 の規定に基づき、平成 28 年 11 月 13 日をもって下記のとおり指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所及び指定第一号訪問事業所の指定を取り消すことを決定しました。

記

1 事業者の名称

名 称 有限会社さんえい商事
代表取締役 山口 武伺

2 処分の対象となる事業所名等

事業所名 訪問介護 えがお
事業所所在地 東京都八王子市長房町 21 - 4
サービス種別（事業所番号） 訪問介護、介護予防訪問介護、第一号訪問事業（1372906642）
指定年月日 平成 25 年 5 月 1 日（第一号訪問事業に関しては平成 27 年 4 月 1 日）

3 処分の内容

指定取消

4 処分理由

（1）人員基準違反（法第 77 条第 1 項第 3 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 2 号）

平成 25 年 5 月の事業所開設以来、常勤、非常勤問わずサービス提供責任者が未配置であった。

（2）不正請求（介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 5 号）

指定訪問介護サービスを提供していなかった日、121 日間、延べ 139 回について架空のサービス提供記録を作成の上、介護報酬を不正に請求していた。なお、請求した介護報酬の一部（延べ 43 回分）は請求手続きの誤りにより返戻となり、その直後に本市の監査が実施されたため、再請求及び受領はしていない。

また、訪問介護員等の要件を満たさない者（無資格者）により介護予防訪問介護サー

ビスを行った延べ 197 回を、介護予防訪問介護サービスを行ったものとして、介護報酬を不正に請求し、受領していた。

(3) 虚偽報告（介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号）

本市の監査において利用者の指定訪問介護サービスの提供に係るサービス実施記録の提出を求めたところ、従前の実地検査時に提出されたサービス実施記録に記載のあった訪問介護員の名前を、監査中に管理者の指示のもと、訪問介護えがおの従業員によりサービスを提供していない訪問介護員の名前に書き換えてサービス実施記録を提出した。

(4) 不正の手段による指定申請（介護保険法第 77 条第 1 項第 9 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 8 号）

事業所の開設にあたり、当時の指定権者である東京都へ提出した指定申請書類に他の事業所で非常勤の介護職員として勤務している者の名前を、常勤のサービス提供責任者として使用し、不正の手段による指定申請を行い、指定訪問介護事業所・指定介護予防訪問介護事業所の指定を受けた。

(5) サービスに関し不正または著しく不当な行為（介護保険法第 77 条第 1 項第 11 号及び第 115 条の 9 第 1 項第 10 号）

平成 25 年 10 月に変更届を東京都へ提出するにあたり、常勤のサービス提供責任者として雇用していない者の名前を常勤のサービス提供責任者であるものとして使用し、虚偽の変更届出を行った。

(6) 法令違反（介護保険法第 115 条の 45 の 9 第 6 号）

指定第一号訪問事業と一体的にサービス提供を行っている指定訪問介護事業所、指定介護予防訪問介護事業所において 1) から 5) のとおり不正、虚偽等が行われていた。

5 指定取消に伴う返還予定額

45,769,645 円（八王子市分のみ、加算額含む）

（問合せ先）

福祉部 高齢者いきいき課長 元木

電話 042-620-7452